

議案第 69 号

住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について

住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）第 3 条第 1 項の規定により、住居表示を実施する市街地の区域を別図のとおり定め、当該区域における住居表示の方法は「街区方式」によるものとする。

平成 26 年 8 月 27 日提出

うるま市長 島袋 俊夫

提案理由

住居表示の実施にあたり、市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法を定める必要があり提案する。

別図（住居表示の実施区域図）

